

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣羽生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市広田字芝崎三一四四番二地先か ら同市広田字柳原三六二一番一地先ま	区 間
一 一・二〇〇 〇一七・九八	七・八八〇 一三・八二	敷地の幅員 (メートル)
四九〇・〇〇		延 長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考